

## マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置に関する政令案要綱

- 1．財務大臣は、マレーシア特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実の有無に関する政府の調査（以下「調査」という。）の開始が決定されたときは、その旨及び調査に係る貨物の品名等の事項を告示しなければならないこととする。（第2条関係）
- 2．調査が開始された場合における証拠の提出等については、緊急関税等に関する政令（平成6年政令第417号）の規定を準用することとする。（第3条関係）
- 3．マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置をとること等が決定されたときの告示、調査に関する協議等及び関税・外国為替等審議会への諮問等について、緊急関税等に関する政令の規定に準じた規定を定めることとする。（第4条～第6条関係）
- 4．その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5．この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成18年法律第17号）附則第1条第7号に規定する日から施行することとする。